

岐阜県公報

第二千五百三十五号
平成二十六年四月八日

(火曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 二二七^ハ

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
公共測量の終了

(商業・金融課) 二二八

(用地課) 二二八

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課) 二二九

揖斐都市計画の図書の縦覧

(同) 二二九

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 二二九

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 二二九

正誤

開発行為の工事の完了中訂正
道路の区域変更中訂正

(法務・情報公開課) 二二三
(道路維持課) 二二三

告示

岐阜県告示第三百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場	指定年月日
外科・消化器外科	前田 敦行	大垣市民病院	大垣市南類町四八六 平成二十六年四月八日
神経内科	山下 史匡	同	同
同	堀 紀生	同	同
呼吸器内科	雪田 洋介	同	同
眼科	日比 展昭	久美愛厚生病院	高山市中切町一 同
泌尿器科	山本 貴大	同	同
内科	古栄 美佳	恵那医院	中津川市本町四四 同
内科	近藤 泰三	県立多治見病院	多治見市前畑町五一 同
脳神経外科	伊藤 英治	同	同
内科	吉田 仁美	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四 同

公 示

外科	中塩 達明	各務原市鵜沼山崎町六八二	同
整形外科	前川 誠治	東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六一
眼科	高井 祐輔	高山赤十字病院	高山市天満町三一
内科	渡邊 崇量	同	同
外科	平林 祥	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二
内科	小野木章人	小野木医院	各務原市蘇原大島町五一六七
内科	細江 伸央	さくら胃腸科内科クリニック	各務原市那加住吉町一四八
外科	水谷 憲威	大垣北クリニックス	安八郡神戸町末守七三七
外科	松永 和哉	まつながファミリークリニックス	安八郡神戸町神戸一七〇五
眼科	岡田 洋介	岡田医院	関市本町五一五
眼科	堅田 利彦	かただ眼科クリニックス	美濃市生櫛一六八六八二
内科	平田 聖文	中津川共立クリニックス	中津川市駒場一六六六一二二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年四月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

提出することができる。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ水海道店

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年十一月二十九日

五 店舗面積

一、六四四平方メートル

六 駐車場の収容台数

六八台

七 荷さばき施設の面積

一八六平方メートル

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十六年一月二十四日から

同 年三月二十日まで

四 作業地域

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町並びに本巣郡北方町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十六年三月一日から

同 年三月二十四日まで

四 作業地域

可児市室原

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、中津川都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
中津川	平成二十六年五月十三日 （火）午後六時から	中津川市かやの木町 二番二号 中津川文化会館二階 多目的研修室	中津川市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の変更案（素案）の概要

中津川都市計画区域マスタープランは、中津川都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして平成十六年一月に策定され、平成二十二年十二月に見直しを行っている。

本区域内において、リニア中央新幹線の岐阜県駅及び中部車両基地の建設の方針が公表されたことを受け、リニア中央新幹線に係るまちづくりの方針を盛り込む。

三 都市計画の変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、中津川市基盤整備部計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十六年四月八日（火）から四月二十二日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十六年四月二十二日（火）までに 〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記の公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の変更案（素案）の範囲とする。

4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問合せ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五六）又は中津川市基盤整備部計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は、県ホームページに掲載する。

別記

公述申出書

平成26年 4 月 8 日付で岐阜県公報に登載された中津川都市計画区域マスタープランの都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

TEL

意見の要旨及びその理由

(注) 1 用紙は、A4判の大きさとしてください。

2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

揖斐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

揖斐都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び揖斐川町産業建設部建設課

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。
平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
クスリのアオキ中野薬局	大垣市中野町三三六	育成・更生	平成二六・四・一
オセ薬局	関市小瀬二〇三四二	同	同
みずの薬局	土岐市泉町久尻四七二	同	同
ピノキオ薬局那加店	各務原市那加西野町二三〇一	同	同

日本調剤三輪薬局

キマタ薬局

スギヤマ薬局滝呂店

スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店

スギヤマ薬局羽島店

スギヤマ薬局土岐店

アイセイ薬局揖斐川店

さつき薬局

ささゆり薬局宝町店

マイはーと薬局

揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八二

瑞浪市上平町四九二

多治見市滝呂町六一二七

羽島市竹鼻町狐六字東百石三四二四一

羽島市竹鼻町狐六小堤二〇六〇

土岐市土岐口中町四七八一

揖斐郡揖斐川町三輪一〇五

大垣市世安町二六八三

多治見市宝町二三三一

羽島市竹鼻町飯柄二〇一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

（訪問看護事業者等）

かみやばぎ訪問看護ステーション

くわのみ訪問看護ステーション

恵那市上矢作町三二〇七八

恵那市岩村町飯羽間一六一六

自立支援医療の種類

育成・更生

指 定 日

平成二六・四・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。
平成二十六年四月八日

平成二十六年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 日
アイセイ薬局	下呂市幸田二一九〇一	育成・更生	平成 三六・三・一

(訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 日
くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間二六二六	育成・更生	平成 三三・一・一

正 誤

(校正誤り)

平成二十六年三月十四日第二千五百二十九号 開発行為の工事の完了一五九頁の表中「同岐西建築第一〇〇号の二」は、「同岐西建築第一〇〇号の二」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年三月十四日第二千五百二十九号 道路の区域変更(岐阜県告示第百十一号)一五五頁上段後から十五行目中「岐阜県揖斐土木事務所」は、「岐阜県岐阜土木事務所」の誤り。

平成二十六年四月八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社